

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 一
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 四

規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第九十四号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年福島県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項に次の一号を加える。

五 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である者

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第二十四条の二第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年十二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 星

光政

福島県人事委員会規則第二十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「額とし」を「額」としに改め、「とする。」を削る。

第二十八条第四項に次の一号を加える。

四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にあ
る職員(その日に減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例(平成二十一年福島県条例第九十五号)第三条の規定による改正後の職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第
七項各号に掲げる職員以外の職員をいう。第二十八条の三第三項第二号において同
じ。)であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る
給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福島
県条例第九十五号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。)の施
行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び
平成二十一年改正条例第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの
規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第二十八条第五項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、
前項第四号の規定により読み替えて適用する第三項中「並びに当該定める日」とあるの
は「を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額並びに同日」とする」に
改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に、「とあるのは、」
を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する
第三項中「並びに」とあるのは「に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに」とする」
に改め、同項第三号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項
第四号の規定により読み替えて適用する第三項中「並びに当該定める日」とあるのは
「を当該定める日における育児短時間算出率を乗じて得た額に現に受ける給料に係る日
における育児短時間算出率を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

第二十八条の三第三項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項に次の
一号を加える。
二 条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十一年四月
一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であつ

た者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福島県条例第九十五号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。)の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十一年改正条例第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号) 附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

第二十八条の三第四項第一号中「とあるのは、「を」とあるのは「に」、「とする」を」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額並びに同日」とするに改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号」に、「中「受けていた」を「中」に、「とあるのは、「受けていた」を「に」、「とあるのは「に」、「とする」を「に」、「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に」に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに」とするに改め、同項第三号中「とあるのは、「を」とあるのは「に」、「とする」を」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額並びに同日」とするに改める。

別表第一 特別支援学校の項中「二」を「一・五」に改める。
別表第九を次のように改める。

別表第9 (第33条の11関係)

職員の区分	職務の級	級			
		1	2	3	4
再任用職員以外の職員	1から4まで	円 2,900	円 3,600	円 7,400	円 9,900
	5から8まで	3,000	3,800	7,600	10,100
	9から12まで	3,100	4,100	7,900	10,400
	13から16まで	3,200	4,200	8,100	10,600
	17から20まで	3,400	4,400	8,300	10,800
	21から24まで	3,600	4,600	8,600	11,000
	25から28まで	3,800	4,800	8,700	11,200
29から32まで	3,900	5,100	9,000	11,300	
33から36まで	4,100	5,400	9,200	11,500	
37から40まで	4,300	5,600	9,400	11,700	

41から44まで	4,500	6,000	9,700	11,700
45から48まで	4,600	6,300	9,900	11,700
49から52まで	4,800	6,500	10,100	11,700
53から56まで	4,900	6,900	10,200	11,700
57から60まで	5,100	7,200	10,400	11,700
61から64まで	5,300	7,500	10,600	11,700
65から68まで	5,400	7,700	10,700	
69から72まで	5,600	7,900	10,800	
73から76まで	5,700	8,100	10,900	
77から80まで	5,900	8,300	11,100	
81から84まで	6,000	8,500	11,100	
85から88まで	6,100	8,700	11,100	
89から92まで	6,300	8,900	11,100	
93から96まで	6,400	9,100	11,100	
97から100まで	6,500	9,300	11,100	
101から104まで	6,600	9,400		
105から108まで	6,700	9,600		
109から112まで	6,700	9,700		
113から116まで	6,800	9,800		
117から120まで	6,900	10,000		
121から124まで	6,900	10,100		
125から128まで	7,000	10,200		
129から132まで	7,100	10,200		
133から136まで	7,200	10,300		
137から140まで	7,200	10,400		
141から144まで	7,300	10,400		
145から148まで	7,400	10,400		
149から152まで	7,500	10,400		
153	7,500	10,400		
再任用職員	4,600	5,600	7,400	9,400

附則 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第二十一号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「額とし」を「額」としに改め、「とする。」を削る。

別表第一特別支援学校の項調整数の欄及び同表小学校の項調整数の欄中「」を「中学校」に改める。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五（第8条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	級			
		1	2	3	4
再任用 職員以 外の職 員	1から4まで	円 2,900	円 3,100	円 6,200	円 9,900
	5から8まで	3,000	3,300	6,400	10,100
	9から12まで	3,100	3,500	6,700	10,400
	13から16まで	3,200	3,600	7,100	10,600
	17から20まで	3,400	3,800	7,400	10,800
	21から24まで	3,600	4,100	7,600	11,000
	25から28まで	3,800	4,200	7,900	11,200
	29から32まで	3,900	4,400	8,100	11,300
	33から36まで	4,100	4,600	8,300	11,500
	37から40まで	4,300	4,800	8,600	11,700
	41から44まで	4,500	5,100	8,700	11,700
	45から48まで	4,600	5,400	9,000	11,700
	49から52まで	4,800	5,600	9,200	11,700
	53から56まで	4,900	6,000	9,400	11,700
	57から60まで	5,100	6,300	9,700	11,700
	61から64まで	5,300	6,500	9,900	11,700
65から68まで	5,400	6,900	10,100		
69から72まで	5,600	7,200	10,200		
73から76まで	5,700	7,500	10,400		
77から80まで	5,900	7,700	10,600		
81から84まで	6,000	7,900	10,700		
85から88まで	6,100	8,100	10,800		
89から92まで	6,300	8,300	10,900		

93から96まで	6,400	8,500	11,100	
97から100まで	6,500	8,700	11,100	
101から104まで	6,600	8,900	11,100	
105から108まで	6,700	9,100	11,100	
109から112まで	6,700	9,300	11,100	
113から116まで	6,800	9,400	11,100	
117から120まで	6,900	9,600		
121から124まで	6,900	9,700		
125から128まで	7,000	9,800		
129から132まで		10,000		
133から136まで		10,100		
137から140まで		10,200		
141から144まで		10,200		
145から148まで		10,300		
149から152まで		10,400		
153から156まで		10,400		
157から160まで		10,400		
161から164まで		10,400		
165		10,400		
再任用 職員	4,600	5,600	7,400	9,400

別表第六（第8条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	級			
		1	2	3	4
再任用 職員以 外の職 員	1から4まで	円 2,900	円 3,600	円 7,400	円 9,900
	5から8まで	3,000	3,800	7,600	10,100
	9から12まで	3,100	4,100	7,900	10,400
	13から16まで	3,200	4,200	8,100	10,600
	17から20まで	3,400	4,400	8,300	10,800
	21から24まで	3,600	4,600	8,600	11,000
	25から28まで	3,800	4,800	8,700	11,200
	29から32まで	3,900	5,100	9,000	11,300
	33から36まで	4,100	5,400	9,200	11,500
	37から40まで	4,300	5,600	9,400	11,700
41から44まで	4,500	6,000	9,700	11,700	

再任用職員	45から48まで	4,600	6,300	9,900	11,700
	49から52まで	4,800	6,500	10,100	11,700
	53から56まで	4,900	6,900	10,200	11,700
	57から60まで	5,100	7,200	10,400	11,700
	61から64まで	5,300	7,500	10,600	11,700
	65から68まで	5,400	7,700	10,700	
	69から72まで	5,600	7,900	10,800	
	73から76まで	5,700	8,100	10,900	
	77から80まで	5,900	8,300	11,100	
	81から84まで	6,000	8,500	11,100	
	85から88まで	6,100	8,700	11,100	
	89から92まで	6,300	8,900	11,100	
	93から96まで	6,400	9,100	11,100	
	97から100まで	6,500	9,300	11,100	
	101から104まで	6,600	9,400		
	105から108まで	6,700	9,600		
	109から112まで	6,700	9,700		
	113から116まで	6,800	9,800		
	117から120まで	6,900	10,000		
	121から124まで	6,900	10,100		
	125から128まで	7,000	10,200		
	129から132まで	7,100	10,200		
	133から136まで	7,200	10,300		
	137から140まで	7,200	10,400		
	141から144まで	7,300	10,400		
	145から148まで	7,400	10,400		
	149から152まで	7,500	10,400		
	153	7,500	10,400		
		4,600	5,600	7,400	9,400

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

(採用給与課)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 星 光 政

福島県人事委員会規則第二十二号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八の六の表中

34	34	35	35	36	36	37	37	38	38	39	39	40	33
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

(採用給与課)